

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月29日

寝屋川市長 様



提出者

住所 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号  
マルイト難波ビル

氏名 (株)浅沼組 大阪本店

取締役本店長 豊田 彰啓

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6585-5500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 浅沼組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 マルイト難波ビル
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2022年度完成工事高：399億円
③ 従業員数	387人（2023年3月31日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 廃石綿等（飛散性） ⇒最終処分場に直接埋め立てる。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添1 管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	排出量	85.20 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	排出量	76.68 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃石綿等（飛散性）：二重梱包し、他の廃棄物との混合を防止。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃石綿等（飛散性）：二重梱包し、他の廃棄物との混合を防止。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	全処理委託量	85.20 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・産廃処理施設の現地確認。 ・産廃処理委託契約書の社内審査及び指導。 ・出来るだけ電子マニフェスト使用業者に委託する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	
	全処理委託量	76.68 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) ・産廃処理施設の現地確認。 ・産廃処理委託契約書の社内審査及び指導。 ・出来るだけ電子マニフェスト使用業者に委託する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		85.20 t
(今後実施する予定の取組) ・産廃処理委託契約前に電子マニフェスト使用業者であることを確認。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添1 管理体制図

廃棄物排出管理組織表(兼:処理委託業者一覧)

工事

統括産業廃棄物処理管理責任者	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・「浚渫組:建設副産物(廃棄物)管理の実務」に基づき作成する。			
建築部長	○	○	○	○
産業廃棄物処理管理責任者	・統括産業廃棄物処理管理責任者は、建築部長又は土木部長。 ・産業廃棄物処理管理責任者は、作業所長。			
作業所長	□	□	□	□

(注:条例では、『産業廃棄物処理責任者』or『産業廃棄物管理責任者』などの名称を使うことがある)  
・産業廃棄物処理管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、保管場所管理者は、兼務可。

建設廃棄物処理記録関係書類(ロ)ファイルに処理委託業者一覧としてファイルする。

特別管理産業廃棄物管理責任者	△	△	△	△
----------------	---	---	---	---

当社・共同企業体の社員(作業所職員)から選任する。  
特別管理産業廃棄物管理責任者は、有資格者であること。

保管場所管理者	◇	◇	◇	◇
---------	---	---	---	---

協力業者	災害防止協議会兼施工体系図のとおり			
------	-------------------	--	--	--

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特一(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	収集・運搬業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合	特 (株)○口収集運搬興業			
2	混合	特 アスガラ運搬商店(有)			
3	がれき	特 (有)廃棄物運搬社			
4	特				
5	特				

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特一(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

必要時に、業者との連絡が可能な担当者・電話番号

上段: 排出場所(現場所在地)の収集運搬許可番号  
下段: 荷下ろし(搬入)場所の収集運搬許可番号

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特一(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	中間処理業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合	特 △▽中間処理産業(株)			
2	混合	特 前田ロティック再生(株)			
3	特				
4	特				
5	特				

注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特一(特) 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

業者欄が足りない場合は、適宜業を挿入して、作成する

【処分ルート】符号は何でもよいが、分かり易く、かつ、排出した廃棄物のフローが解るようにする。  
①廃棄物を【(株)○口収集運搬興業】が運搬し【△▽中間処理産業(株)】に搬入・処理され、【●●最終処分場(株)】【臨海処分センター組合】【(株)なんとか処分地】に最終処分される。  
②アスコンがらを【アスガラ運搬商店(有)】が収集運搬し、【前田ロティック再生(株)】に持ち込まれ、再生資源化(処理)される。  
③解体や掘削時に発生したがれき類を【(有)廃棄物運搬社】が運搬し、当社と直接契約した【山奥埋立地(株)】にて埋め立て処分される。

注: 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

番号	処分ルート	最終処分業者			
		業者名	許可番号	担当者名	電話番号
1	混合	●●最終処分場(株)			
2	混合	臨海処分センター組合			
3	混合	(株)なんとか処分地			
4	がれき	山奥埋立地(株)		奥山 梅太	0**-**-00**
7					

注: 処分ルート欄:同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。

最終処分委託業者と直接契約する場合は、点線を挿入する。

最終処分委託契約を、当社と直接契約した場合は、当該業者を、実線と結ぶ。

直接契約の場合は、必ず記入。その他は、記入しなくても良い。